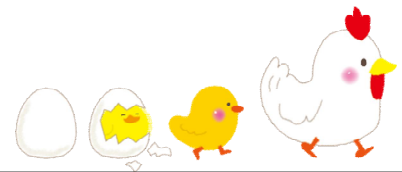
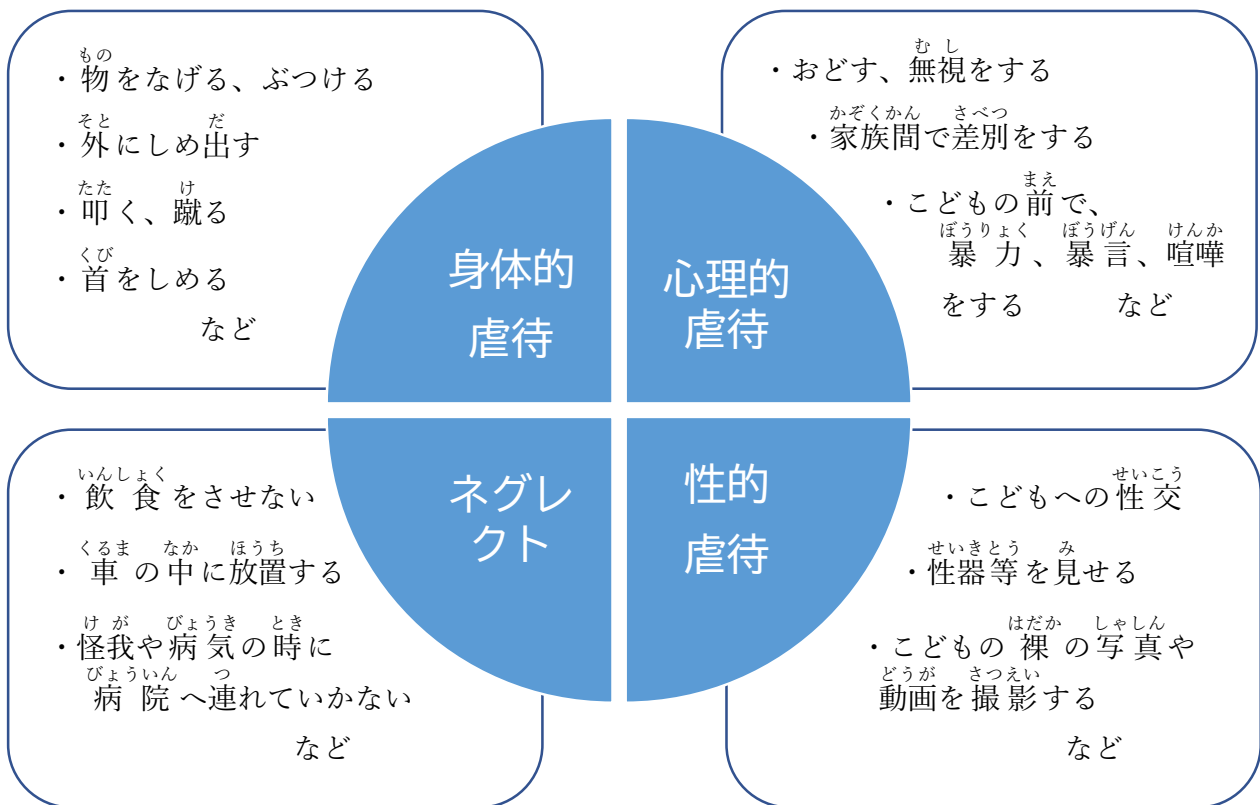


こどもの命や権利を守るために

池田町健康福祉課 こども家庭センター

児童虐待は、こどもの生命・人権を著しく侵害し、その心身の成長や将来の人格の形成に大きな影響を与える行為であり、法律で禁じられています。

どんな行為が児童虐待にあたるの？



《問い合わせ》〒399-8601 池田町大字池田 2005 番地 1 総合福祉センターやすらぎの郷内
池田町役場健康福祉課 こども家庭センター
電話:0261-61-5000 Fax:0261-62-9441 Mail:nicomaru@town.ikeda.nagano.jp

こどもたちへ

けんり
「権利」を知っていますか？



いえ がっこう
家や学校で「いやだな」「やめてほしいな」と感じたことを相談するのは、
ひとりひとり も けんり
一人一人が持つ「権利」です。「いやだな」「やめてほしいな」と思うことが起きた時に
は、がまん しんらい おとな はな
我慢せず信頼できる大人に話してください。
だれ はな わ とき かてい はな
誰に話したらいいかわからない時は、こども家庭センターに話してください。

子育てに関わる全ての方へ

児童虐待の通告にご協力ください。



“泣き続ける子どもの声”

“不自然な傷やあざ”

“衣服や身体の不衛生” など

いつもとは違った様子があった際には、市町村又は児童相談所へ通告・相談ください。

虐待かどうかの判断は必要なく、匿名での通告・相談も可能です。

通告・相談した方の秘密は守られます。

虐待を受けているこどもや虐待をしてしまっている保護者は、自分から「助けて」と言いづら
い場合が多いです。皆様の気づきが親子を助ける事に繋がります。ご協力をお願い致します。

相談先・通告先

- いけだまち かてい
池田町こども家庭センター
- まつもと じどう そうだん しょ
松本児童相談所
- ぜんこく じどう ぎゃくたいたい おう
全国児童虐待対応ダイヤル

☎0261-61-5000

☎0263-91-3370

☎189

～緊急を要する場合～

- けいさつ
警察
- ☎110

